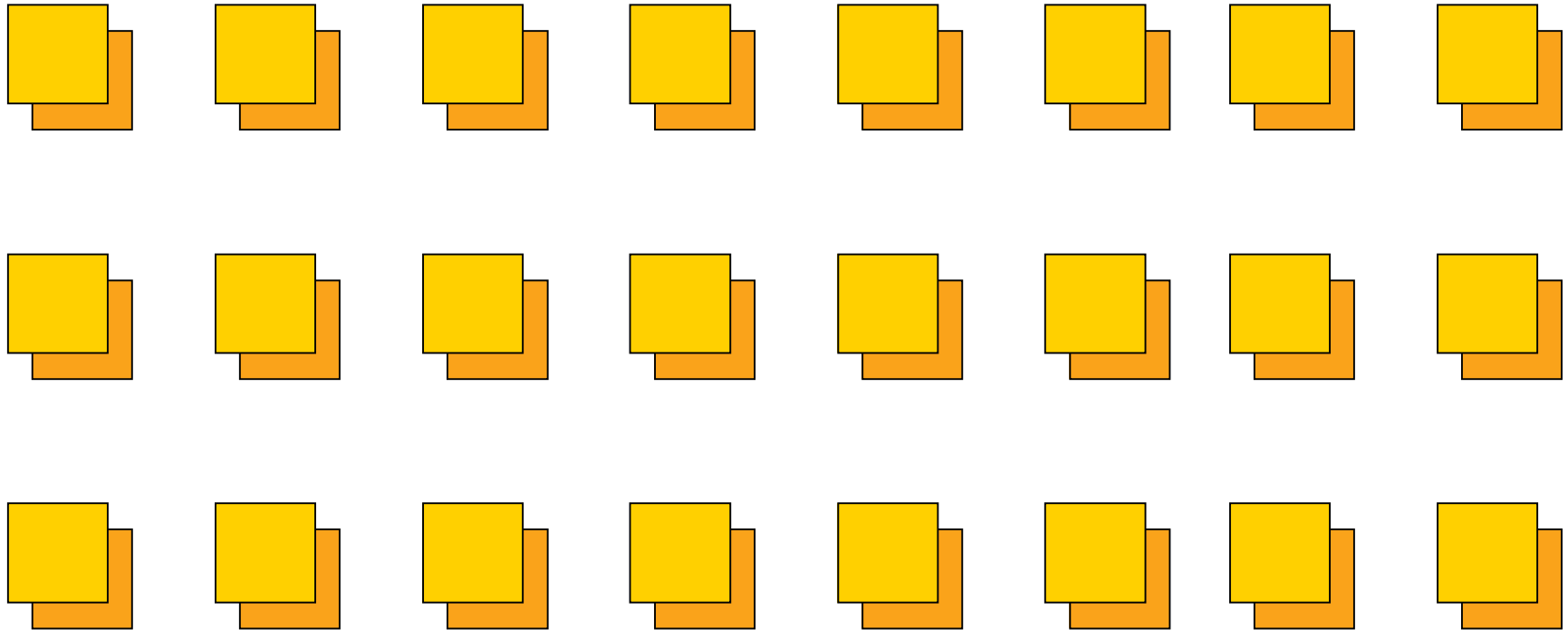


政治資金規正法の改正の概要

(平成19年12月改正)



平成19年12月、与野党協議の結果、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立しました。

改正法の考え方は、国会議員が関係する政治団体の範囲を法律上明確にし、この範囲に該当する政治団体に対して、収支報告の適正の確保及び透明性の向上のために一定の義務を課す、というものです。

国会議員が関係する政治団体は「国会議員関係政治団体」と定義され、収支報告書等にも明記されるようになります。

国会議員関係政治団体の定義・届出	頁 2
------------------	--------------

収支報告の 適正の確保	頁
登録政治資金監査人による政治 資金監査	 4
登録政治資金監査人制度の創設	 6
政治資金適正化委員会の設置	 7

収支報告の 透明性の向上	頁
収支報告書への明細の記載等	 8
少額領収書等の写しの開示制度	 10
収支報告書の写しの交付など	 12

※次頁以降、特段のことわりがないときは、「法」とは政治資金規正法を指します。
また、「都道府県選管」を都道府県選挙管理委員会の略称として使用しています。

国会議員関係政治団体の定義・届出

「国会議員関係政治団体」とは・・・

〔平成20年10月1日から適用されます。既存の政治団体で国会議員関係政治団体に該当する場合等は平成20年12月31日までに届出が必要です。〕

以下の①②の政治団体（但し、政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体以外）及び③です。

- ①国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）
- ②租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）（※）
- ③政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、1号団体とみなされます（みなし1号団体）

（※）2号団体に該当する政治団体があるときは、**国会議員・候補者は、あらかじめ、国会議員関係政治団体に該当するため設立届又は異動届をする必要がある旨を当該政治団体に通知**することが必要です。

■ 国会議員関係政治団体を新設した場合

→ **設立届(法第6条第1項)を提出**します。

■ 既存の政治団体が国会議員関係政治団体に該当した場合

→ **異動届(法第7条第1項)を提出**します。

- ☐ 政治団体を設立した旨
- ☐ 政治団体の目的・名称・主たる事務所の所在地・主たる活動区域
- ☐ 政治団体の代表者等の氏名・住所・生年月日・選任年月日
- ☐ 1号団体であるときは、その旨及び代表者の公職の種類
- ☐ 2号団体であるときは、その旨、当該団体が推薦等をする国会議員・候補者の氏名、その国会議員・候補者の公職の種類

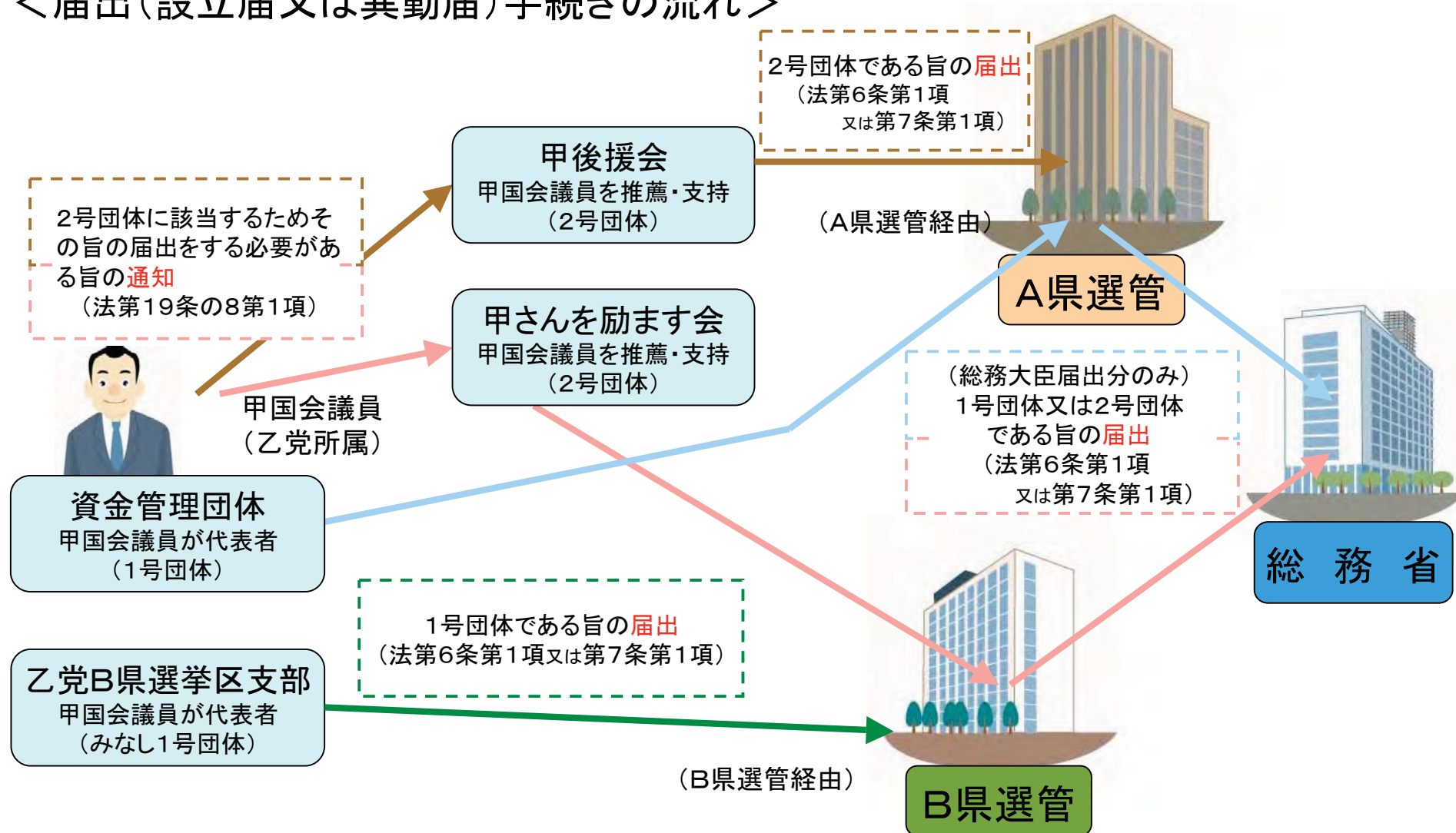
【届出事項：第1号様式】

- ☐ 1号団体に該当したときは、その旨及び代表者の公職の種類
- ☐ 2号団体に該当したときは、その旨、当該団体が推薦等をする国会議員・候補者の氏名、その国会議員・候補者の公職の種類

【届出事項：第4号様式】

（※下線箇所は今回の法改正により設けられたものです。）

<届出(設立届又は異動届)手続きの流れ>



※届出先は従前どおりです。

- ・ 1つの都道府県の区域において主として活動を行う政治団体 → 主たる事務所がある都道府県選管
- ・ 2以上の都道府県の区域にわたって主として活動を行う政治団体 → 総務大臣（主たる事務所がある都道府県選管経由）

※届出があったときは、都道府県選管又は総務大臣において、公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により一定の事項を公表します（法第7条の2第1項）。

登録政治資金監査人による政治資金監査

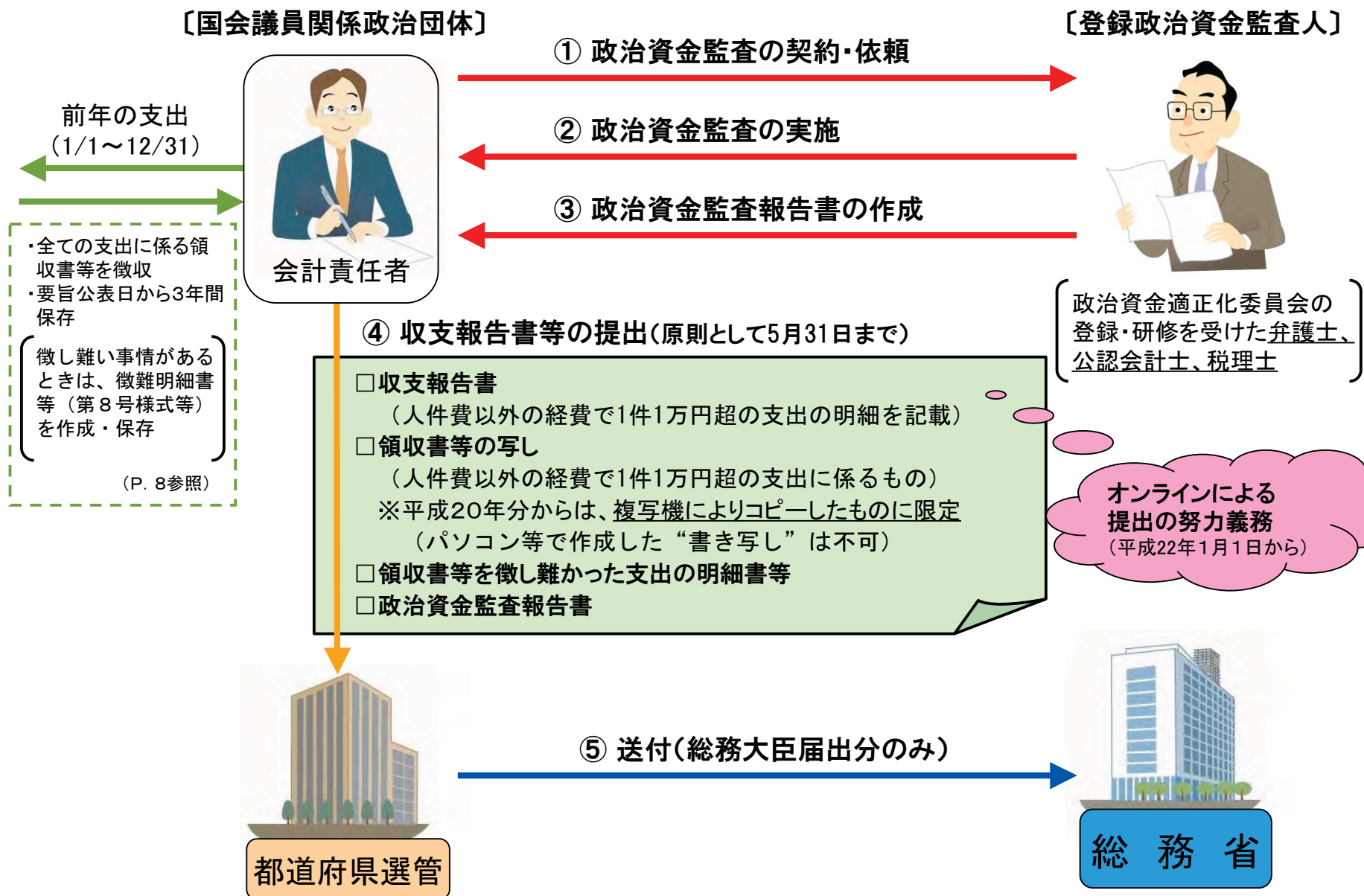
国会議員関係政治団体については・・・

〔平成21年分収支報告書から適用されます。
(解散団体については平成21年1月1日から)〕

収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による**政治資金監査を受けることが義務付けられます。**

- 政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の事項について行われます。
 - (1) 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書が保存されていること
 - (2) 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること
 - (3) 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること
 - (4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること
- 収支報告書を提出するときは、政治資金監査の結果作成される**政治資金監査報告書**(様式は総務省令で規定)**を併せて提出**することになっています。
- 収支報告書及び政治資金監査報告書は、**オンライン(電子手続)**による**提出の努力義務**があります。
(法第19条の15)

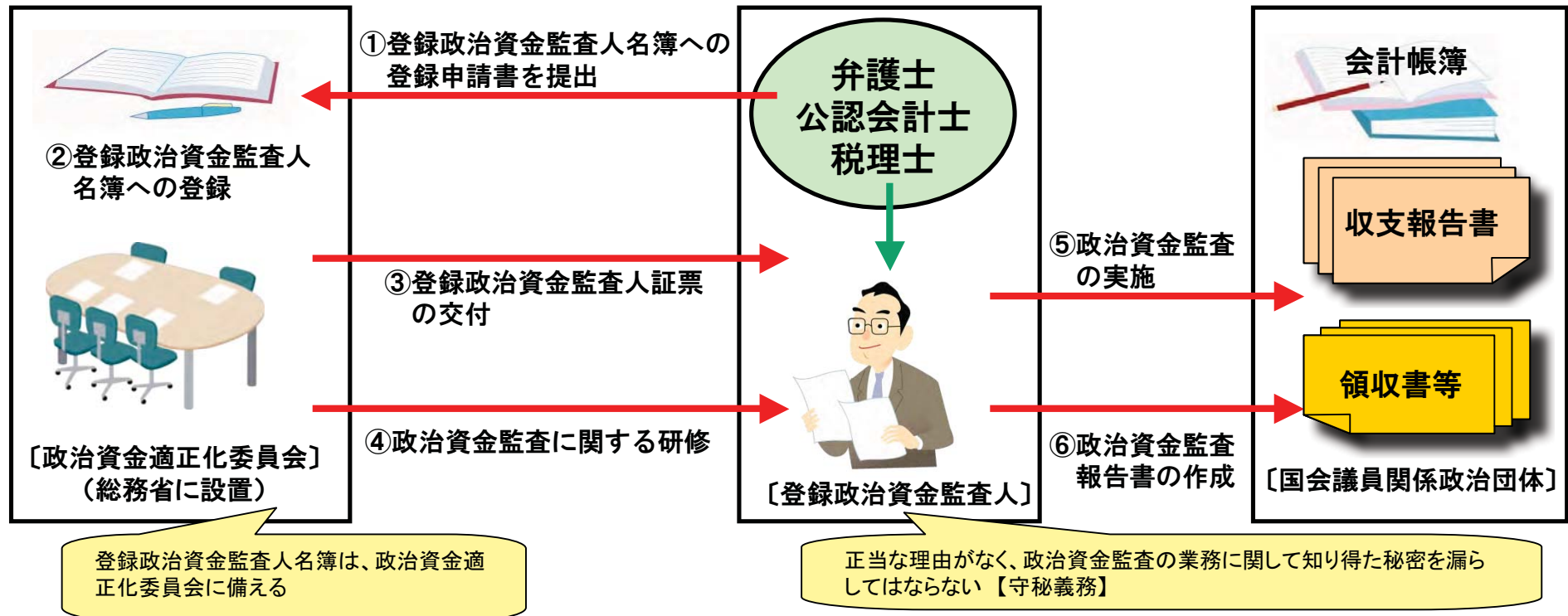
<政治資金監査の流れ>



登録政治資金監査人制度の創設

〔平成20年4月1日から施行されています〕

弁護士、公認会計士又は税理士は、政治資金適正化委員会に備える名簿への登録を受けて、登録政治資金監査人になることができます。



※ただし、次のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿への登録を受けることができません。

- ・政治資金監査報告書への虚偽記載又は守秘義務違反の罪を犯して刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- ・登録政治資金監査人名簿への登録申請書に記載すべき事項を記載せず又は虚偽の記載をして登録を受けた者であることが判明したことにより登録を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- ・懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けている者

政治資金適正化委員会の設置

〔平成20年4月1日から総務省に設置されています。〕

委員

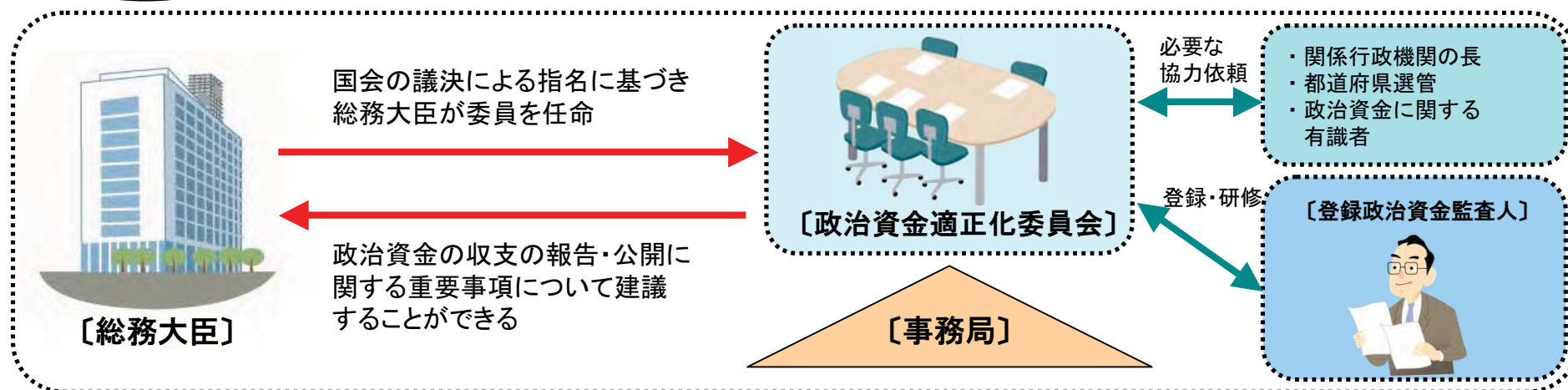
- 非常勤5名。学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命します。（任期3年）
- 委員長は、委員の互選で定め、会務を総理し、委員会を代表します。

所掌事務

- 委員会がつかさどる主な事務は次のとおりです。
 - ・収支報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること
 - ・登録政治資金監査人の登録・研修に関すること
 - ・政治資金監査に関する具体的な指針（マニュアル）を定めること
 - ・登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと
- これらのほか、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告・公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができます。

事務局

- 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を設置します。



収支報告書への明細の記載等

国会議員関係政治団体は・・・

〔平成21年分収支報告書から適用されます。
(解散団体については平成21年1月1日から)〕

- ① 全ての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。(平成21年1月1日から)

領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(第8号様式)(振込明細書があるときは「振込明細書に係る支出目的書」)(第8号様式の2)を作成・保存しなければなりません。

- ② 収支報告書には、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関し明細(支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的・金額・年月日)を記載しなければなりません。

- ③ 収支報告書を提出する際には、
(1) 人件費以外の経費で1件1万円超の支出に係る領収書等の写し
(2) 政治資金監査報告書
を併せて提出しなければなりません。

- ④ 収支報告書の提出期限は、原則として5月31日です。
(国会議員関係政治団体以外の政治団体の場合は、従来どおり原則として3月31日です。)

(注)②③は、これまで一定の経費が「1件5万円以上」だったものが、国会議員関係政治団体については、人件費以外の経費が「1件1万円超」に拡大されたものです。

<収支報告までの流れ>

〔国会議員関係政治団体〕



会計責任者

①会計帳簿の記帳（1/1～12/31）・保存
（要旨公表日から3年間）

②全ての支出の領収書等・振込明細書を保存

③「領収書等を徴し難かった支出の明細書」
等を作成・保存

④収支報告書の作成（年明け～）

平成21年1月1日以降

- ・1号団体は、1号団体となった日から
- ・2号団体は、その旨の届出をした日から適用されます。

〔登録政治資金監査人〕



・政治資金監査の実施
・政治資金監査報告書の作成
（P. 4～6参照）



収支報告書等の提出（原則として5月31日まで）

- 収支報告書（人件費以外の経費で1件1万円超の支出の明細を記載）
- 領収書等の写し
（人件費以外の経費で1件1万円超の支出に係るもの）
※平成20年分からは、複写機によりコピーしたものに限定
（パソコン等で作成した“書き写し”は不可）
- 領収書等を徴し難かった支出の明細書等
- 政治資金監査報告書

オンラインによる
提出の努力義務

（平成22年1月1日から）



都道府県選管

送付
（総務大臣届出分のみ）



総務省

少額領収書等の写しの開示制度

すべての支出を原則公開

平成21年1月1日以後の支出に係る少額領収書等の写しから適用されます。(平成21年分収支報告書の要旨公表日から運用開始)

国会議員関係政治団体（以下、この頁では「団体」と言います。）については、収支報告書の要旨公表日から3年間、**人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（少額領収書等の写し）**について、総務大臣又は都道府県選管に**開示請求をすることができます。**（情報公開法等とは別の新たな開示制度）

※団体は全ての支出に係る領収書等の原本を保存する義務があります。

※人件費以外の経費で1件1万円超の支出に係る領収書等の写しは、開示請求の有無に関わらず、あらかじめ、収支報告書と併せて団体から提出されます。（情報公開法等に基づく開示請求の対象となります。）

※少額領収書等の写しは、開示請求があつて初めて団体から総務大臣又は都道府県選管に提出されます。

開示請求から開示決定までの基本的な流れは・・・

①開示請求する方は、**総務大臣又は都道府県選管に対し開示請求書を提出**します。

※開示請求書には、(1)開示請求者の氏名・住所、(2)開示請求に係る団体の名称、(3)少額領収書等の写しに係る支出がされた年等の必要事項を記載します。

②開示請求を受けた総務大臣又は都道府県選管は、開示請求があつた日から10日以内に、団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。

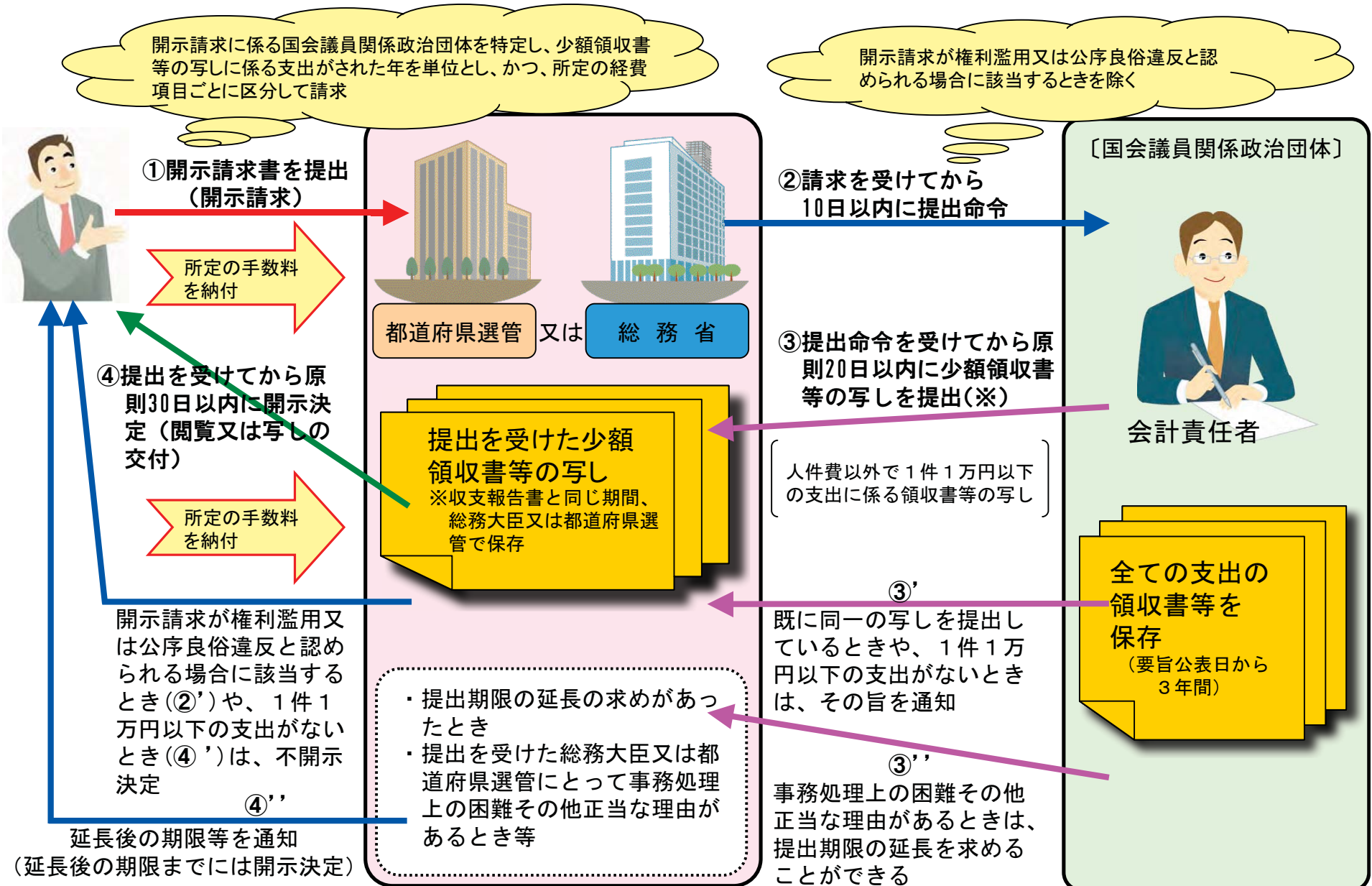
※開示請求が権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合に該当するときは、以後の経手を経ずに、不開示決定となります。

③団体の会計責任者は、**提出命令があつた日から原則20日以内に**、**少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県選管に提出**します。

④総務大臣又は都道府県選管は、少額領収書等の写しの提出があつた日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

※①④の手数料の金額は、総務大臣提出分は政令で、都道府県選管提出分は各都道府県選管の条例で定められます。

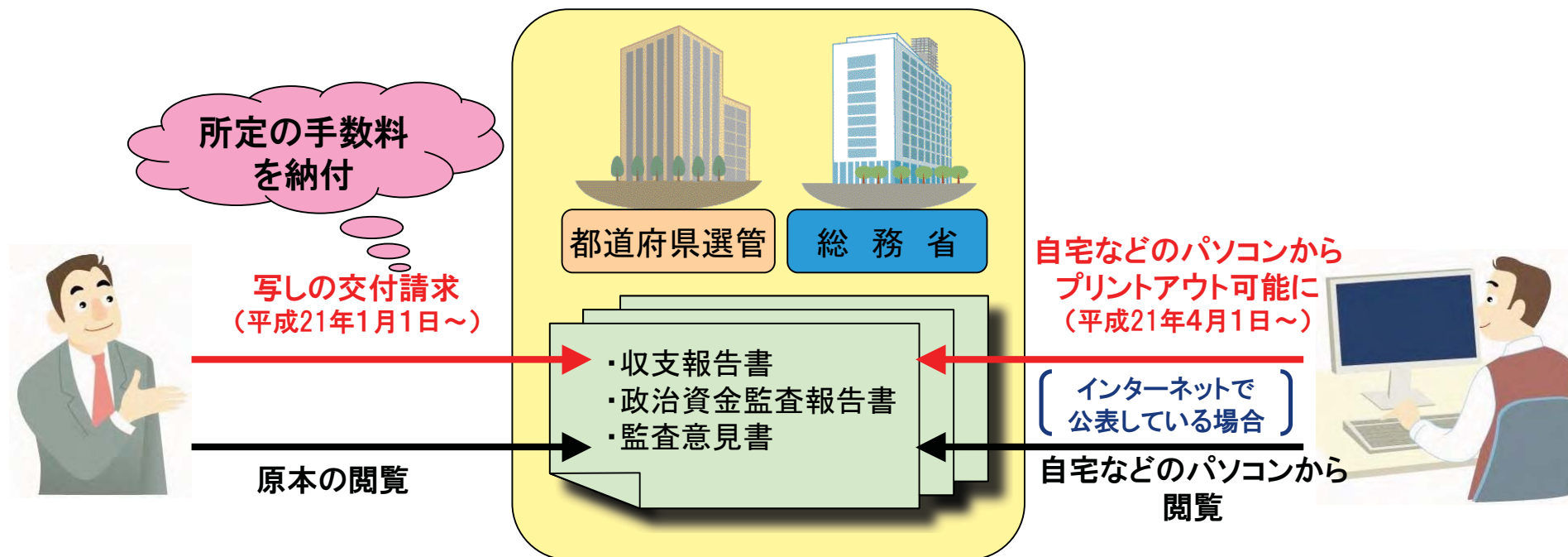
<少額領収書等の写しの開示の流れ>



（※）提出命令に違反して少額領収書等の写しの提出がないときは、その国会議員関係政治団体の名称・主たる事務所の所在地が公表されます。

収支報告書の写しの交付など

- ・ 収支報告書については、これまで「閲覧」だけでしたが、法改正により、**写しの交付の請求が可能**になります。（平成21年1月1日から施行されます。）
- ・ 収支報告書等の写しの交付請求ができるのは要旨公表日から3年間です。
- ・ 収支報告書等の写しの交付を請求する場合は、所定の**手数料の納付が必要**です。
※手数料の金額は、総務大臣提出分については政令で、都道府県選管提出分については各都道府県の条例で定められます。
- ・ 収支報告書等がインターネットで公表された後は、**自宅などでプリントアウト**できるようになります。（総務大臣届出分は平成21年4月1日から予定）



※収支報告書等の写しの交付請求に関する具体的な手続きは、今後、総務省令で定められる予定です。

FAQ

Q 1 国会議員関係政治団体である旨の届出や、国会議員からの通知の様式はどうなりますか。

A 1 国会議員関係政治団体のうち1号団体（みなし1号団体を含む。）の設立届については、今回の改正により、従来の届出事項に加えて、①1号団体である旨、②代表者の公職の候補者に係る公職の種類、を届け出ることとされ、また、2号団体の設立届については、従来の届出事項に加えて、①2号団体である旨、②推薦又は支持する公職の候補者の氏名、③推薦又は支持する公職の候補者の公職の種類、を届け出ることとされました。これを踏まえ、設立届の様式を改正し、届出事項を記載する欄を追加しました。

また、国会議員に係る公職の候補者は、2号団体に対し、法律上、2号団体に該当する旨の届出をする必要があることを通知することとされており、その通知の様式については、今後、新たに総務省令で定める予定です。なお、政令を改正したことにより、2号団体である旨の届出をする場合には、この通知を併せて提出していただくことになりますが、2号団体については、これまでの被推薦書ではなく、この通知をもって、租税特別措置法に基づく寄附金控除の適用を受ける政治団体であることを確認することになります。

**Q 2 全国区の比例区支部は対象となるのですか。
また、いわゆる「都道府県連」の支部も対象になるのですか。**

A 2 全国区の比例区支部は「選挙の行われる区域を単位として設けられるもの」に該当し、国会議員関係政治団体とみなされます。

また、政党のいわゆる「都道府県連」については、（地理的範囲としては参議院の選挙区選出議員の選挙区と基本的に一致するものとも考えられますが、）あくまでも行政区画としての都道府県を単位として設けられているものであれば、「選挙区の区域を単位として設けられるもの」には該当せず、国会議員関係政治団体とみなされません。



Q 3 登録政治資金監査人による政治資金監査では、どのようなチェックがなされるのですか。

A 3 登録政治資金監査人による政治資金監査は、

- ① 会計帳簿、領収書等が保存されていること
- ② 会計帳簿にその年の支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が会計帳簿を備えていること
- ③ 収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていること
- ④ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること

の4点について、政治資金適正化委員会が定める具体的な指針に基づいて行うこととされています。

詳細については、今後、政治資金適正化委員会で定められる予定です。



Q 4 デパートやコンビニなどで発行されるレシートも「領収書等」として扱われるのですか。また、レシートには、支出先の名称や住所が書いていないものもありますが、このような場合でも、会計帳簿にこれらの事項を記載しなければならないのですか。

A 4 政治資金規正法において「領収書等」とは、「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」と定められており、通常、レシートにはこれらの項目が記載されていると思われますので、政治資金規正法でいう「領収書等」に該当します。

また、レシートに支出先の名称や住所が記載されていない場合でも、法律上、会計帳簿には、すべての支出に関し、支出を受けた者の氏名及び住所、支出目的、支出金額、支出年月日を記載しなければならないこととされています。



Q 5 国会議員関係政治団体が、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会の命令に反して少額領収書等の写し（人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し）を提出しなかった場合はどうなりますか。

A 5 総務大臣又は都道府県選挙管理委員会の提出命令に反して、国会議員関係政治団体の会計責任者が開示請求に係る少額領収書等の写しを期限内（提出命令があった日から原則20日以内）に提出しなかった場合には、①当該国会議員関係政治団体の名称、②主たる事務所の所在地、③開示請求に係る少額領収書等の写しを提出しない旨、が、インターネット等の方法により公表されるとともに、開示請求者に対しても通知されます。

なお、提出命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、提出期限の延長を求めることができますが、その詳細は、今後、総務省令で定める予定です。



Q 6 政治家の秘書や配偶者が、**選挙区外**にある方の結婚披露宴や葬儀に出席して政治団体からの祝儀や香典を出した場合、領収書をもらうことができないと思いますが、このような場合はどうしたら良いですか。

A 6 ご質問のようなケースは、通常、「領収書等を徴し難い事情があった場合」に該当するものとして、領収書等の代わりに、総務省令で定める領収書等を徴し難かった支出の明細書に必要事項を記載して対応していただくことになります。

なお、一般に、「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上または社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、これに該当するか否かの判断については、政治団体の会計責任者において、社会通念に照らして適切に判断していただく必要があります。

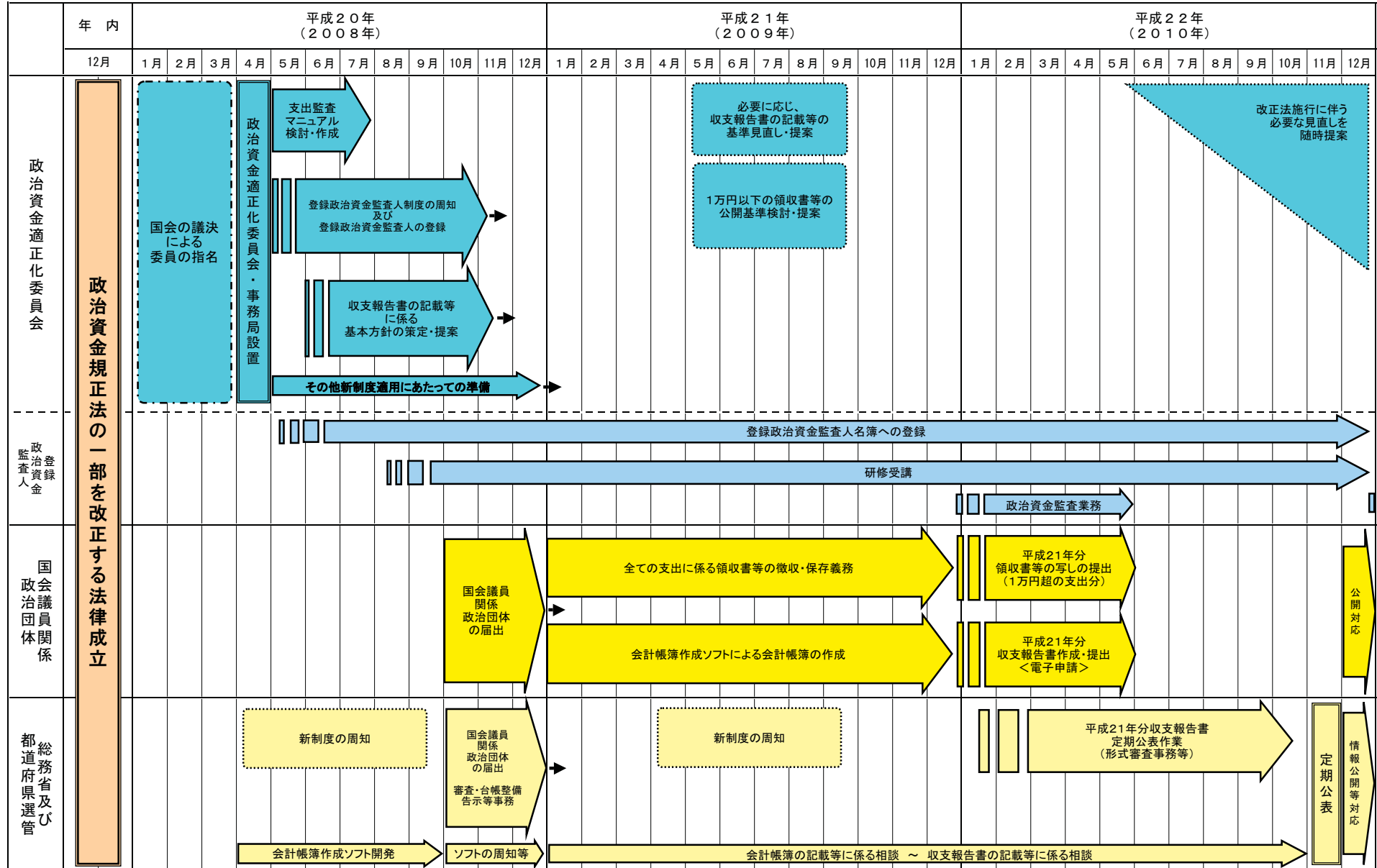
Q 7 政治家の秘書や配偶者が、**選挙区内**にある方の結婚披露宴や葬儀に政治家本人の代わりに出席して政治家本人からの祝儀や香典を渡すことができますか。

A 7 公職選挙法上、罰則をもって禁止されます。

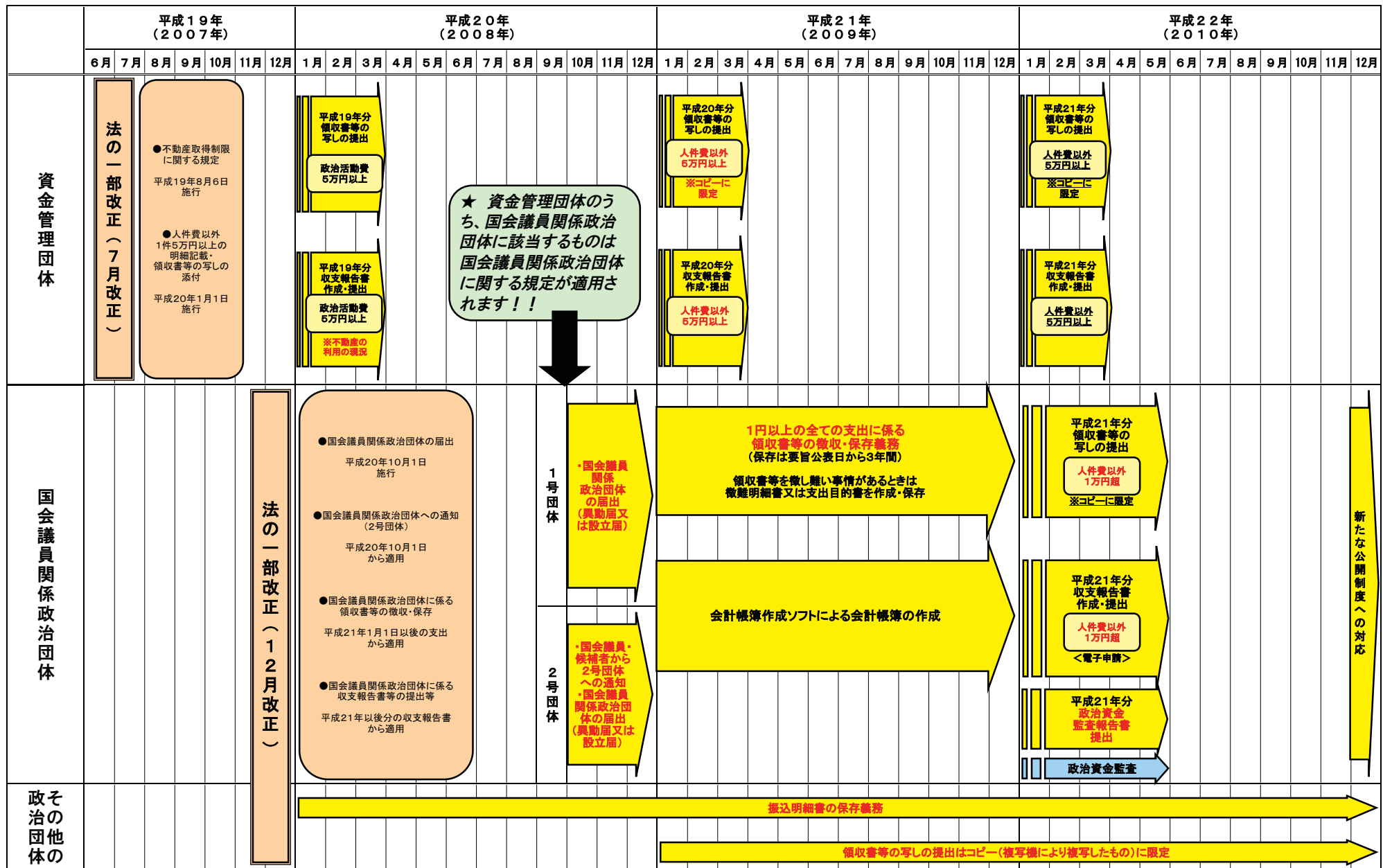
なお、政治家本人が自ら出席して祝儀や香典をその場で出すことも公職選挙法で禁止されています。ただし、罰則の適用はありません。

政治資金規正法改正に伴う事務及び今後の主なスケジュール

(平成20年4月現在)



政治団体の会計・収支報告関係の今後の主なスケジュール



※1 法改正に伴う主な変更点を赤字で記載しています。

※2 「その他の政治団体」とは、政党・政治資金団体、資金管理団体、国会議員関係政治団体以外の政治団体を指しています。

改正内容のなどについての資料は、総務省のホームページにも掲載しています。

総務省のトップページ(<http://www.soumu.go.jp/index.html>)から、
「なるほど！政治資金」のバナーを利用されると便利です。
「なるほど！政治資金」→「改正政治資金規正法のポイント」はこちら！

「改正政治資金規正法のポイント」
(http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01_1.html)

(平成20年4月版)

総務省・(財)明るい選挙推進協会